

【まちづくり条例57条1項1号, 3号に規定する開発事業（宅地造成）で求められる主な仕様】

凡例：基準・・・日野市まちづくり条例指導基準
 UD・・・日野市ユニバーサルデザイン推進条例
 市・・・日野市

①雨水流出抑制施設

- (1) 雨水の浸透が可能な区域
 - ・ 1号に規定する開発事業・・・東京都の都市計画法・宅地造成及び特定盛土等規制法（開発行為）
 開発許可関係実務マニュアル（東京都HP掲載）
 - ・ 3号に規定する開発事業・・・まちづくり指導基準26条、32条5項7号8号（位置指定道路）
- (2) 雨水浸透規制区域
 - ・ 雨水浸透規制区域は市緑と清流課にて確認して下さい。

②敷地面積の最低限度（基準5条）

- ・ 地区計画により面積が定まっている場合はその値以上とする。
- ・ 地区計画区域外において、第一種低層住居専用地域：130㎡（区画整理事業施行中、完了区域内は120㎡）

③街路灯の設置

- 市道路課に確認
- 行止り道路の場合は事業者管理

④道路後退部

- ・ 整備形態、管理引継は、市道路課と協議

⑤道路の幅員・形状

- 1号に規定する開発事業・・・東京都の「都市計画法・宅地造成等規制法開発許可関係実務マニュアル」（東京都HP掲載）
- 3号に規定する開発事業・・・市建築指導課にて協議（位置指定道路）

⑥引継・管理

- 公道から公道へ通り抜け・・・市管理引継詳細は、市道路課と協議
- 行き止まり・・・事業者管理

⑦緑化（基準25条）

- ・ 各宅地に敷地面積の2%以上
- 例：130㎡×2%=2.6㎡→3㎡以上必要
- 1本当たりの面積（基準23条5項1号）
 - ： 高木3㎡
 - ： 中木2㎡
 - ： 低木1㎡

⑧公園（基準22条, 23条）

- ・ 土地区画整理事業の区域外であって開発事業区域面積3,000㎡以上の場合
- 多摩丘陵自然公園内：区域面積の10%以上
- 上記以外：区域内面積の6%以上
- 整備形態・仕様は、市緑と清流課と市都市計画課（UD）と協議

⑨消防水利～防火水槽等（基準36条）

- ・ 整備形態・仕様は、市防災安全課と協議

⑩進入道路及び事業区域の隣接道路幅員（基準17条）

⑪新設道路の取付け部について

- 整備形態については、市道路課と協議

⑫污水管、公共汚水枿、取付管の設計基準

- 市下水道課と協議

⑬上記以外にも基準がありますのでご確認ください。

- 樹林地等の保全（基準24条）
- 下水道、污水处理（基準30条, 31条）
- がけ法面の保護（基準34条）
- 防災計画（基準35条）
- ごみの収集については、ごみを市指定有料指定袋に入れて各戸から収集します。ごみ等集積所を設ける必要はありません。詳細は、市ごみゼロ推進課と協議してください。

※注意 開発事業を計画する際は、必ず事前に、日野市まちづくり部都市計画課（開発指導係）の窓口で具体的な事前調査・相談をしてください。